

杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、杜の聖苑（安芸市火葬場）の管理運営及び火葬等に係る業務を委託するにあたり、業務委託の円滑かつ効率的な運営及び市民サービスの向上を図るため、業務に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案し、最も適切な者を公募型プロポーザル方式により公正に選定する場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務の名称

杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託

（2）業務目的及び内容

杜の聖苑（安芸市火葬場）における管理運営及び火葬等に係る委託業務

（詳細については、別紙「杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託」（以下「仕様書」という。）に記載する。）

（3）施設名及び火葬件数

施設名：杜の聖苑（安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下モ 4035 のイ）

火葬炉：2 基

火葬件数：359 件（令和 6 年度実績）

（4）委託期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日

3 見積限度額

68,640 千円（消費税額及び地方消費税を含む）

4 プロポーザル方式採用理由

業務に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案するため、プロポーザル方式により業務委託者を選定する。

5 審査委員会の設置

別に定める「杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

6 実施形式

公募型

7 契約の相手方の決定方法

提出された提案書と提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。選定後は、候補者と市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

8 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 安芸市の令和 7 年度入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されていること。ただし、未登録の場合は、令和 7 年 10 月 20 日（月）までに入札参加資格登録を行うこと。
- (4) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 火葬業務 3 年以上の経験者を 2 名以上有し、杜の聖苑に従事させる 2 名のうち最低 1 名は同経験者を従事させることができる法人であること。
- (7) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税等を滞納していない者であること。

9 参加申込の必要書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（別紙様式第 1）
- (2) 会社概要（別紙様式第 2）
- (3) 火葬業務 3 年以上の経験者を 2 名以上有することが分かる書類（別紙様式第 3）
- (4) 過去 3 年間の火葬場関連業務受託実績（様式不問：（参考）別紙様式第 4）
- (5) 提案書（別紙様式第 5）

(6) 見積書(様式不問:(参考)別紙様式第6)

10 参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布方法 安芸市公式ホームページよりダウンロード及び安芸市環境課にて配布
- (2) 提出期間 令和7年10月3日(金)から令和7年10月20日(月)まで
(土・日曜日は除く。受付時間は、8時30分から17時15分まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに必着のこと)
- (4) 提出部数 8部(うち7部はコピー可)

11 書類の提出先

〒784-8501

高知県安芸市土居 82-1 安芸市環境課

T E L : 0887-35-1023 F A X : 0887-35-1026

電子メール: kankyo@city.aki.lg.jp

担当 米田・久保

12 参加申込書類作成に関する質問受付

参加申込書類作成にあたり質問がある場合は、杜の聖苑(安芸市火葬場)火葬等業務委託業者選定プロポーザルに関する質問書(別紙様式第7)に質問内容を記入のうえ、提出すること。

(1) 質問の受付期間及び方法

- ①受付期間 令和7年10月3日(金)から令和7年10月10日(金)17時15分まで
- ②受付場所 安芸市環境課 ※上記11に同じ
- ③質問方法 質問は別紙様式第7により、持参、郵送、F A X、または電子メールで受け付ける。

※電話、口頭での質問は受け付けない

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年10月17日(金)までに安芸市公式ホームページに掲載する。

13 審査方法

別途定める「杜の聖苑(安芸市火葬場)火葬等業務委託業者選定プロポーザル審査要領」のとおり。

14 審査結果の公表

審査結果は、令和7年11月17日(月)までに、すべての参加者に通知するとともに、

市公式ホームページにて公表する。

ただし、途中辞退者については通知しない。

15 日程（公募型）

- | | |
|---------------------|---|
| （１）募集開始 | 令和７年１０月３日（金） |
| （２）質疑締切 | 令和７年１０月１０日（金）１７時１５分まで
（市は１０月１７日（金）までに回答） |
| （３）参加申込書類提出期限 | 令和７年１０月２０日（月）１７時１５分まで
（市は１０月２２日（水）にプレゼンテーション参加者に日時を文書及び電話にて連絡） |
| （４）審査委員会（プレゼンテーション） | 令和７年１１月１０日（月）（予定） |
| （５）審査結果の通知・公表 | 令和７年１１月１７日（月）（予定） |
| （６）契約手続きの開始 | 令和７年１１月１７日（月）（予定） |

16 提出書類の取扱い

- （１）提出された書類は返却しない。
- （２）提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- （３）提出された提案書は、安芸市情報公開条例（平成１１年条例第２号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第７条第１項第３号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙様式第８）により事前に提出しておくこと。
公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

17 その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２）提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- （３）参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（様式自由）を提出すること。
- （４）当該プロポーザル参加に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- （５）令和７年１２月の１ヶ月間、現地にて現受託者から火葬等業務の技術指導を受けること。なお、技術指導にかかる費用等は参加者負担とすること。
- （６）次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
 - ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合。

- ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- (7) 提案書の著作権については、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。